

富山地方裁判所委員会（第8回）議事概要

1 開催日時

平成19年7月3日（火）午後2時30分～午後4時30分

2 開催場所

富山地方裁判所4階大会議室

3 出席者（五十音順，敬称略）

伊藤敏朗，牛丸美奈代，経田博子，佐藤真弘，志津田一彦，杉森研二，忠田憲美，橋爪健一郎，濱谷元一郎，山本正臣

説明者 刑事部総括裁判官，刑事首席書記官

庶務担当 事務局長，総務課長

4 進行次第

新委員の紹介，新委員のあいさつ

議事

ア 委員長の互選

別紙1の1のとおり

イ 「活発な裁判所委員会」調査アンケートの取扱いについて

別紙1の2のとおり

ウ テーマ「裁判員制度導入に当たっての環境整備について」の趣旨の説明

別紙1の3のとおり

エ 広報用DVD「裁判員に選ばれるまで」視聴

オ パワーポイントによる裁判員選任手続解説

カ 富山地裁の環境整備についての取組状況報告

ビデオ視聴による今年放映されたニュース番組紹介

質疑応答

別紙1の4のとおり

模擬裁判員裁判，模擬選任手続の実施報告

別紙1の5のとおり

企業訪問報告

別紙 1 の 6 のとおり

育児介護支援に関する取組

別紙 2 のとおり

キ 意見交換

別紙 1 の 7 のとおり

退任委員のあいさつ

次回テーマ

「裁判所に望むもの（仮題）」

次回期日

後日決定

(別紙 1)

1 委員長の互選

委員の互選により，杉森委員が委員長に選任された。

2 「活発な裁判所委員会」調査アンケートの取扱いについて

委員長から，アンケート自体は客観的に記入できる内容のものであり，第6回の当委員会と同様，実情を記入し回答することでよいかと提案があり，了承された。

3 テーマの趣旨説明

裁判員制度導入に当たり，環境整備に努めなければならないことを，裁判員法附則第2条，第3条に基づいて説明。

裁判員制度施行まで2年を切った現状を踏まえ，国民の方々にできるだけ参加しやすい制度を実現するため，裁判所として具体的にどのように環境を整えていくべきか，考慮すべき点などについて意見を伺いたい。

4 質疑応答(委員長， 委員， 説明者)

裁判員候補者の中から裁判員を選任するに当たり，不選任の理由は開示しないのか。また，検察官，弁護士は，理由なしで4人まで不選任請求ができるということであるが，これらを含めて，不選任の基準(理由)をお聴かせ願いたい。

不選任の基準というものはない。また，最終的にはくじによって裁判員が選任される。

選任手続に当たり裁判所から裁判員候補者に質問する事項は，事件との関係の有無，不公平な裁判をするおそれがないかどうか，辞退を希望するかの3点である。辞退を希望する理由としては，育児・介護を要する家族がいるか，仕事の関係で3日続けて休むことはどうか等を聴くことになる。

5 5月1日に実施した模擬裁判員裁判，模擬選任手続の説明

2月24日に行った裁判員制度全国フォーラム2007 in 富山において，模擬裁判員裁判への参加を希望された方の約半数に案内を出し，開催した。実際に裁判所へ来られた方約20人全員に対し，「3日続けて裁判所へ来ることができるか，参加するに当たってどんな支障があるか，犯罪被害に遭ったことがあるか，

報道に影響されず、証拠に従って判断できるか、身内に警察・検察関係者がいないかどうか」を質問した。死刑求刑があり得る事件では、始めから結論が決まっていたのは困るので、死刑に絶対反対かについて質問する場合もあるが、5月1日の模擬裁判はそういう事案ではなかったため、質問しなかった。

質問の結果、2人の方には御遠慮いただき、その他の方でくじ引きを行い、男女各3人が裁判員に選任された。

なお、選任手続において、新聞等の報道に影響されず、証拠に従って判断できるか質問したところ、多くの方は、影響はされるが、証拠に従って判断しろと言われればそうすると答えていた。

(検察官委員の説明)

理由を付けない不選任請求の方針は決めていない。諸外国では、辞退したいが辞退理由がない人を不選任とするところもあり、とりあえず、その方向になるだろうと考えている。裁判員候補者の氏名が2日前に検察官へ通知されるだけなので、米国の陪審員制度のように、調査会社に依頼して、候補者やその家族を調査するという事はしない。

6 企業訪問報告(6月中に裁判官や裁判所職員が県内大手企業20社を訪問したが、そのうち裁判官委員が実際に訪問した1社についての感想が報告された。)

企業訪問の趣旨説明を行い、裁判員制度が実施された場合の企業側の支障事由を聴取し、それとともに10月1日から10月3日にかけて行う模擬裁判への参加協力を依頼した。企業側は、これまでの広報活動により、裁判員制度が始まることは十分認識しており、協力していかなければならないというスタンスであった。

訪問した企業が製造業であり、製造部門は三交代制であるので、その点の配慮が必要である旨を言っておられた。専門知識のある職員や管理職が候補者として呼び出された場合は、事前に言ってもらえば対応できる、また、就業規則で公の職務を執行する場合の有給休暇制度が定められているので、裁判員として裁判に参加する場合には、その範囲内で対応できるという話があった。

なお、裁判員候補者に対する「呼出状」という表現については疑問の声があっ

た。

7 意見交換（ 委員長 ， 委員 ， 説明者 ）

【環境整備について出された意見等】

従業員が10人以下の小企業については、一つのラインで仕事をしているところが多く、1人が裁判員として呼び出されると、仕事ができなくなるのではないかと。

小企業については、従業員が裁判員として参加したいと思っても、経営者がそれを許さないことが考えられるのではないかと。

従業員が一桁の企業では、負担が大きいので、辞退を認めざるを得ないのではないかと。

くじで選ばれた裁判員候補者を呼び出す際に、経営者にも依頼文を出してはどうかという意見もある。

子供や要介護者を抱え、積極的に裁判員制度に参加したいと考えていない人は、保育園や施設に預ける費用が自己負担であれば、辞退したいと思うのではないかと。

保育料は裁判員に支給される日当の範囲でまかなうことが十分可能であるが、介護施設利用料は負担が大きい。これからの課題として、厚生労働省にも働きかけていく。

アンケートによれば、裁判員制度は国民の義務だから参加もやむを得ないという人を含めると、約7割が参加すると言っている。ただし、3日間続けての参加は困難であるという意見もある。裁判所としては、どうしたらサラリーマンが参加しやすくなるかという視点から、期日指定の仕方等を工夫していくことも考えなければならない。

ゼミの学生の中には、20歳そこそこの若者が、重大事件の結果を自分が決めるとするのは非常に責任が重いという意見もある。

なぜ今「裁判員制度」なのかという意義についての説明が不足しているのではないかと。現在の裁判制度のどの部分が改善されるのか等、もっとアピールしていくことが必要である。

そもそも裁判員制度は、日本のこれまでの裁判の品質に問題があって出てきた

制度ではない。こういう中で、裁判員制度が定着していくのか。

地域の会議に参加すると、だれかが二、三の意見を言って、後の参加者はほとんど黙っている。裁判員はくじで選任されるが、そういう人がディスカッションできるのか。

自らの意見を国民が持ち、公の場でディスカッションするという司法教育の充実・強化を進める地道な努力が必要である。

ディベートしないでお互いに分かり合うというのが日本の文化である。これに対し、アメリカのように、何でも議論するという文化とどちらがよいか議論しても仕方がない。

今、裁判員制度に関心が薄いのは、裁判員に当たる確率の問題ではないか。「当たる」ということをもっとアピールすると、議論は深まる。

確率が高いわけではないが、裁判員に選任される人は必ずいる。裁判員を経験することは本人にとってはインパクトのあることに間違いない。経験した人が、家や職場で話をする、こういうことが5年、10年、20年と続いていく中で定着していくのではないかと考えている。

検察審査会制度も、50年かかって定着してきた制度である。

裁判官が適切に説明することによって、だれでも判断できるようになるということを、本やDVD等で、強く広報していった方がよい。

裁判員候補者には裁判所名で「呼出状」が郵送されるそうだが、「呼出状」という表現は、一般国民に怖い印象を与える。何か代替表現を考えるべきである。

「呼出状」という表現は今後検討していかなければならないが、候補者に呼出状が届くと、少なくともその半数以上から裁判所に対し、問い合わせがあるだろうと予想している。それに対しては、裁判所は説明する義務があり、対応を検討していく必要がある。

(別紙 2)

育児介護支援に関する取組報告

昨年最高裁判所で実施したアンケート調査では、裁判員として参加できない具体的な理由としては、「仕事等の重要な用事がある」に次いで「育児や介護をしなければならない家族がいる」という結果でした。

そこで、富山地方裁判所では、その結果を踏まえ、裁判員裁判に参加したくても育児や介護を担っていて参加が困難であるという方に対する支援の在り方を検討するため、昨年12月富山県内の10市の市役所に赴いて、育児・介護に関する支援サービスの実情、裁判員等又は裁判員候補者による利用可能性等について情報交換を行い、現状での問題点について認識の共通化が図れるよう働きかけを行いました。

まず、育児支援サービスの中では「一時保育制度」を中心にその利用可能性を調査しました。具体的には、利用可能な施設の所在状況、サービスの受入能力等、裁判員候補者による利用可能性及びその条件（利用時間、申込み時期）、料金等をそれぞれ聴取しました。

また、高齢者介護については、介護保険制度の枠組み、すなわち「通所介護」や「ショートステイ」を利用することが中心となると思われることから、県内各自治体の介護保険制度の下でのサービスについて情報交換しました。具体的には、既に要介護認定を受けている者（特に在宅サービスを受けている者）の介護者が裁判員候補者又は裁判員として裁判所に出頭する場合に必要なサービスを受けることができるか、まだ要介護認定を受けていない者の介護者が裁判員候補者又は裁判員として裁判所に出頭する場合に、介護保険サービスを受けることができるか等について聴取しました。

その結果、富山県においては、介護施設及び保育施設とも、富山市から離れた一部の市では、利用時間及び利用時期の観点から、施設の利用ができないような状況にあたり、施設数が少なく、かつ、需要が多いため直前の受入れは困難というような実情がありました。

これら問題点については、最高裁判所を通じて厚生労働省から実施主体である自治体に対して運用の改善や各種サービスに関する情報提供態勢の確立を働きかける

ことになっていますが、先ほどご紹介しましたように、地裁としても、各サービスのスムーズな受入態勢に関する課題（施設数やベット数、利用時間、施設利用料等）について、県知事に対し支援や指導など市町村に対する働きかけを要請しました。

また、当庁としては、「裁判員制度保育支援マップ」、「裁判員制度介護支援マップ」を制作して、サービスの利用可能な施設の所在状況を把握し、紹介できるように準備いたしました。